

# 飲用井戸等の衛生管理



## 定義と種類

### 飲用とは

飲み水としての利用のほか、炊事用（営業用を含む調理及び食器洗い）、洗面用など口に入る（可能性のある）水の利用をいいます。

**飲用に供する井戸等** ※ 以下、「井戸等」といいます。

**飲用水を供給し、地下水、表流水、湧水を水源とするもの**のうち、「水道法」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」又は「八王子市小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」の適用を受けないものをいいます。



地下水だけでなく、川の水や湧水も含まれるんだね。

## 日常管理のポイント

### ポイント① 井戸水の汚染を防ぐ

- 井戸等やその周辺は、常に清潔にし、みだりに人や動物が侵入できないようにしましょう。
- ポンプなどの設備を定期的に点検し、異常がないか確認しましょう。

### ポイント② 水の状態を確認する

- 毎日、色・にごり・におい・味などに異常がないか確認しましょう。
- 年1回、専門の検査機関で、水質基準のうち11項目等の水質検査を行いましょう。



※ 専門の検査機関については、別紙をご覧ください。

## 水質基準の11項目とは

項目名	内容	基準値
一般細菌	水質汚染の指標となる。多くは無害の雑菌といわれているが、病原微生物の可能性もある。	100 CFU/mL 以下
大腸菌	人畜の糞便等による汚染の可能性を示す指標となる。	検出されないこと
<small>あししょうさんたいちっそ</small> 亜硝酸態窒素	高い濃度の場合、乳児にメトヘモグロビン血症を起こす可能性があるといわれている。	0.04 mg/L 以下
<small>しょうさんたいちっそ あししょうさんたいちっそ</small> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	高い濃度の場合、乳児にメトヘモグロビン血症を起こす可能性があるといわれている。	10 mg/L 以下
塩化物イオン	地質に含まれるものだが、排水によっても増加する。相対的な汚染の指標になる。	200 mg/L 以下
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	微生物や排水による水質汚染の指標となる。	3 mg/L 以下
pH 値	水質異常を検知する項目の一つ。	5.8 以上 8.6 以下
味	水質異常を検知する項目の一つ。	異常でないこと
臭気	水質異常を検知する項目の一つ。	異常でないこと
色度	水質異常を検知する項目の一つ。	5 度以下
濁度	水質異常を検知する項目の一つ。	2 度以下

水道法に基づく水質基準は、健康への影響やその他の必要な性状を考慮して、基準値を定めたものです。井戸水も水質検査を定期的に行い、水の安全を確認しましょう。

## 汚染事故が起きたとき

色・にごり・におい・味などに異常を感じた場合や、水質検査の結果、基準に不適合な項目があった場合には、次のとおりご対応ください。

### 1 直ちに使用を停止する

- 直ちに井戸等の使用を停止してください。
- 井戸等の使用者に汚染の状況を連絡し、使用停止を周知してください。
- ※ 飲用水として井戸水のみを使用している場合は、使用停止中の代替水を確保してください。

### 2 直ちに保健所に通報する

- 直ちに保健所に通報し、汚染調査や代替水の確保など対応をご相談ください。
- ※ 水質検査の結果に異常があったときも保健所にご相談ください。
- ※ 保健所が汚染状況を把握するための調査を実施する場合にはご協力ください。

### 3 井戸等の復旧を行う

- 汚染原因を究明し、必要な改善措置を講じてください。
- 水質検査を行うなど、安全であることを確認してから飲用に使用しましょう。

#### <近隣で井戸等の汚染事故があった場合>

- 飲用を中止し、水質検査を行ってください。
- 水質検査の結果、問題のないことを確認してから飲用に使用してください。
- ※ 水質検査を実施する際には、保健所に検査項目等をご相談ください。

## 井戸等を設置・廃止等したとき

次の場合には下記問合せ先までご連絡ください。

- 井戸等を新たに設置された場合、又はすでに井戸等をお持ちで保健所に未連絡の場合。
- 井戸水を飲用に使用しなくなった場合、又は所有者・連絡先等が変更になった場合。



### 問合せ先

八王子市保健所 生活衛生課 環境衛生担当  
〒192-0046

八王子市明神町 3-19-2

東京たま未来メッセ 庁舎・会議室棟 5階

☎ 042-645-5142 FAX 042-644-9100

